

神戸市兵庫区シンボルキャラクター 「ハートン」画像利用の手引き



ハートンについて

ハートンは、みんなに「やさしさと思いやり」の心を持ってもらうため、いつも笑顔で溢れる愛を届けています。イベントへの参加や広報物へ登場することで、以下の活動を応援します。

- (1) 公益的活動の推進
- (2) 兵庫区及び区内各地域のPR
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを区内外に発信

利用できる画像

許諾した兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像及び着ぐるみが写っている写真など。

利用期間

許諾の日から1年以内。

利用料

原則、無料。

利用方法

「ハートン画像利用申請書」に必要事項を記入し、キャラクター画像を利用する媒体の企画書・レイアウト・スケッチ・原稿等を添付して、【兵庫区まちづくり課】へ提出してください。

※ 申請の受付は、すなわち許諾したことを意味するものではありません。「ハートン画像利用許諾書」の送付をもって許諾をしたものとします。

注意事項

次に掲げる利用はできませんので、ご了承ください。

- ① 公益的活動の推進や、区内各地域のPR等、『神戸市兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像利用に関する要綱』第5条に規定されている利用目的以外の目的での利用。
- ② 兵庫区の品位を傷つけ、又は区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる利用。
- ③ 特定の個人又は団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる利用。
- ④ 法令又は公序良俗に反するおそれがあると認められる利用。
- ⑤ 営利又は販売を目的とした利用。

利用上の遵守事項

- ① 『神戸市兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像利用に関する要綱』第7条に規定されている事項を遵守してください。
- ② その他、次のような利用はしないでください。



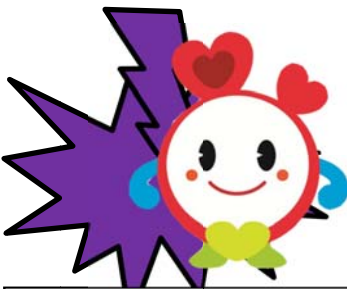
変形して利用



左右反転して利用



変色して利用



キャラクターと調和しない背景や色、持ち物と併せて利用



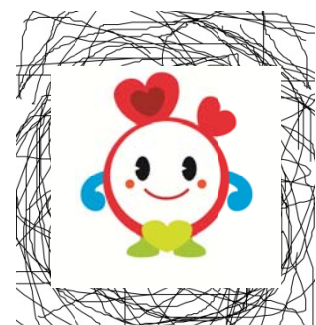
表情など細部を部分的に変更して利用



キャラクターを重ねて利用



背景によって視認性が損なわれる場合は、キャラクターがはっきり認識できるようスペースを確保してください。



画像の表示例



許諾の取り消し等

次のいずれかに該当するときは、許諾を取り消し、許諾内容を変更し、又は「ハートン」画像の利用を制限し、若しくは利用を停止することがあります。(なお、これにより利用者に生じた損害については、市は一切の責任を負いません。)

- ① 『神戸市兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像利用に関する要綱』又はこれに基づく指示に違反したとき。
- ② 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。
- ③ 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「ハートン」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- ④ その他、区長がその利用の継続を不適當であると認めるとき。

利用終了後の措置

利用期間が終了、又は許諾の取り消しを受けた場合は、速やかに「ハートン」画像の利用を中止してください。又、「ハートン」画像の複製物の廃棄及び回収を指示することがあります。

損害賠償請求

利用者は、「ハートン」画像の利用に関し、利用者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、利用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければなりません。

その他

詳細は、『神戸市兵庫区シンボルキャラクター「ハートン」の画像利用に関する要綱』をご参照ください。

申請・問い合わせ先

兵庫区役所まちづくり課

〒652-8570 神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号

電話：078-511-2111（内線212）FAX：078-511-5331

E-mail：hyogo@office.city.kobe.lg.jp